

令和6年度 浜松市立佐藤小学校運営協議会

【日時】 令和6年4月23日(火) 13:10～

【会場】 浜松市立佐藤小学校 会議室

【次第】

I 日程等説明 13:10～13:15 説明【教頭】

II 授業参観 13:15～13:50

※ 自由参観となります。授業一覧や教室配置図をもとに、参観をお願いします。

III 学校運営協議会 14:00～15:10 全体司会【教頭】

※開催要件確認

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付
- 4 自己紹介(委員・学校職員)
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 議長の選出(本日、出席委員の中から互選、今後の方針確認)
- 7 会議録・HPへの氏名・写真等の公開についての確認 【CS担当】
- 8 前回会議録、令和5年度協議会自己評価の確認
- 9 熟議(説明→質疑・熟議→承認) 進行【議長】

(1) 学校運営の基本方針について 【校長】

(2) 浜松市立佐藤小学校いじめ防止基本方針について 【校長】

(3) 夢育やらまいか事業(CS加算分)に対する意見書について 【教頭】

10 報告

11 連絡

(1) 学校運営協議会の次回以降の日程について

第2回 6月25日(火) 13:10～

第3回 9月12日(木) 13:10～

第4回 2月6日(木) 9:00～

(2) 学校公開について(1学期分)

○ さとっこ大運動会 5月25日(土) 8:20～(午前開催) 後日案内発送

予備日: 27日(月)、28日(火)同時刻

○ 参観会・引渡訓練 6月20日(木) 13:15～

(3) 支払い関係書類等の収集について

令和6年度 浜松市立佐藤小学校運営協議会委員等名簿

【学校運営協議会委員】

役職	氏名	ふりがな	備考
会長	尾上 弘	おのうえ ひろし	
副会長	酒井 里江子	さかい りえこ	
委員	伊藤 安男	いとう やすお	
委員	湯山 紀美代	ゆやま きみよ	
委員	磯部 栄里子	いそべ えりこ	
委員	一ノ瀬 正行	いちのせ まさゆき	
委員 学校支援CD	安富 小織	やすとみ さおり	

【オブザーバー】

東部協働センター コミュニティ担当	神谷 匠	かみや たくみ	
----------------------	------	---------	--

【学校職員】

校長	伊藤 千恵	いとう ちえ	
教頭	高木 康泰	たかぎ やすひろ	
教務主任 CS担当教員	大石 葉子	おおいし ようこ	
CSディレクター	鈴木 雅子	すずき まさこ	

【浜松市教育委員会】

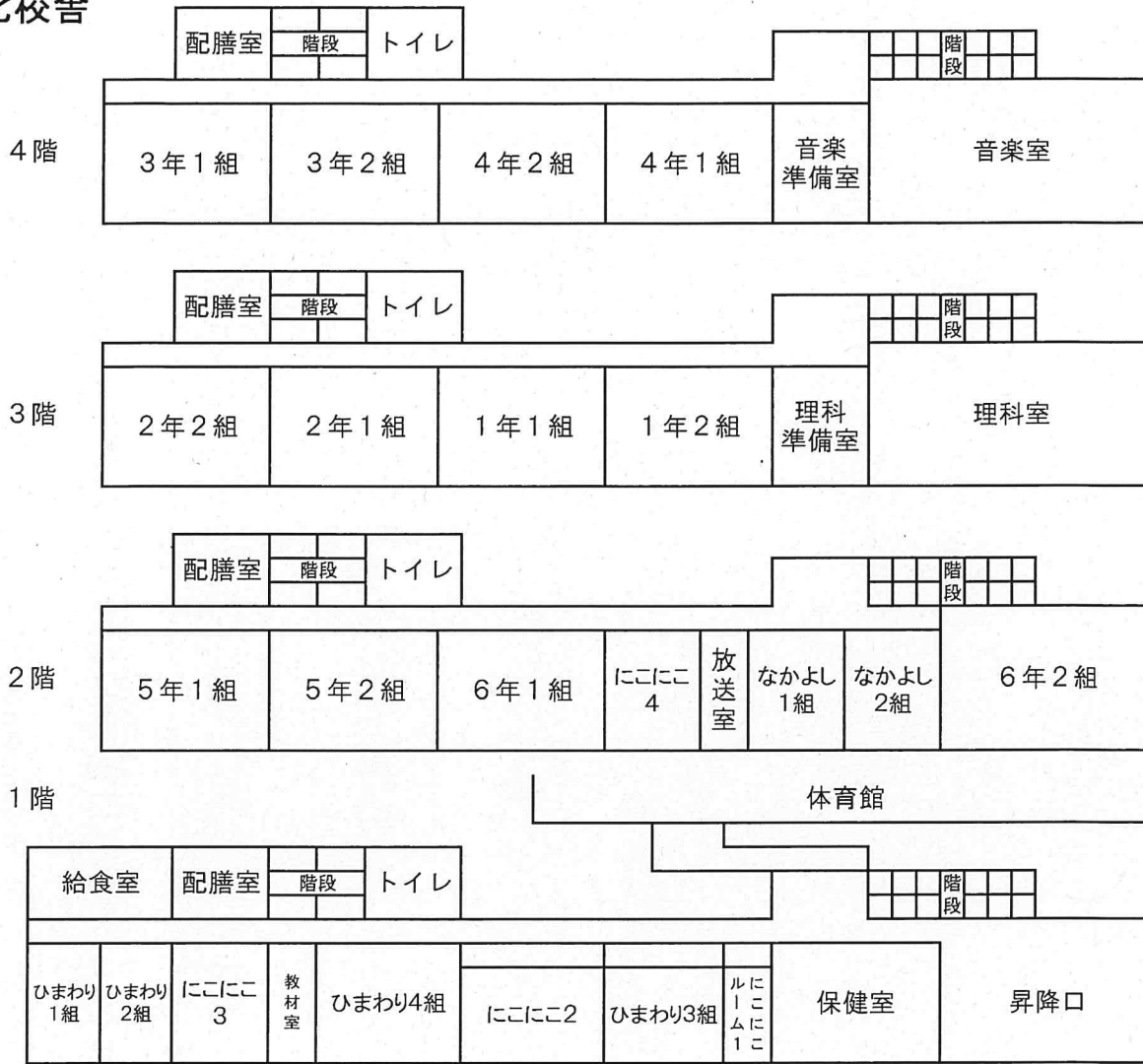
担当指導主事	鈴木 陽子	すずき ようこ	
--------	-------	---------	--

【授業一覧】

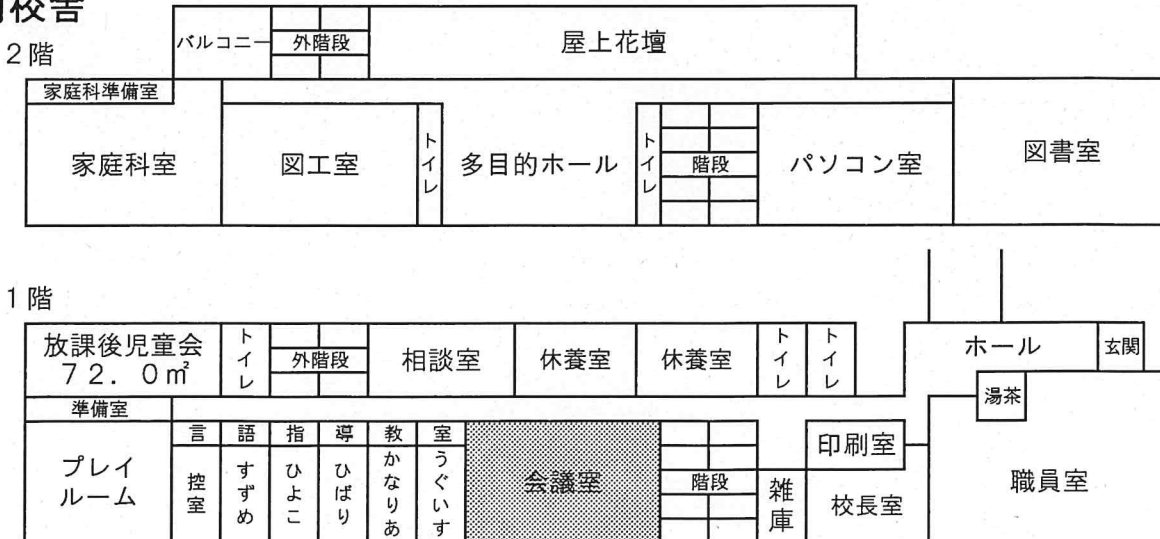
学級	教科	単元名	指導者	会場
2年1組	音楽	音楽でみんなとつながろう	齋藤 真未	2-1教室
2年2組	算数	たし算	安宅 佳子	2-2教室
3年1組	書写	毛筆 はじめのいっぽ	切島実保子	3-1教室
3年2組	算数	かけ算のきまり	土屋 美結	3-2教室
4年1組	図工	絵具で夢もよう	井上 結羽	4-1教室
4年2組	学活	学級会オリエンテーション	足立美有紀	4-2教室
5年1組	社会	世界の中の国土	新村 貢	5-1教室
5年2組	理科	天気の変化	鈴木 里実	理科室
6年1組	算数	文字を使った式	竹村 仁志	6-1教室
6年2組	道徳	ブランコ乗りとピエロ	鈴木 知里	6-2教室
なかよし1	国語	詩をよもう	桑原 亜美	なかよし1教室
なかよし2	国語	言葉あそび	高崎 理英	なかよし2教室
ひまわり1	算数	たし算	高杉 美香	ひまわり1教室
ひまわり2	算数	たし算 かけ算	杉山 貴之	ひまわり2教室
ひまわり3	理科	電池のはたらき	安間 知己	ひまわり3教室
ひまわり4	図工	名前アート	内山亜佑美	ひまわり4教室

教室配置図

北校舎



南校舎



○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

丸塚中学校区
目指す子供の姿
人が好き
学校が好き
この街が好き

第3次浜松市教育総合計画
教育理念
未来創造への人づくり
市民協働による人づくり
目指す子供像
自分らしさを大切にする子供
夢と希望を持ち続ける子供
これからの社会を生き
抜くための資質や能力を
育む子供

【目指す学校像】

自分らしくかがやき、共にかがやける居場所がある学校

- 子供も職員も一人一人が認められ、自分らしさが発揮できる学校
- 支え合い、高め合う活動の中で、安心感を持ち、だれにとっても居場所のある学校

【校訓】

創造

【学校教育目標】 **かがやく子** 9年間を見通した小中一貫教育



・自分らしくかがやく ・共にかがやく

知 よく考える子

- ・自分の考えをもち、主体的に学ぶ子
- ・かかわりの中で学び合う子

- 授業改善
 - (1)主体的・対話的で深い学び
 - (2)個別最適な学びと協働的な学び
 - (3)ICT活用
- 安心して学べる学習環境づくり
 - (1)安心して学べる集団づくり
 - (2)適切な学習環境整備
 - (3)授業のユニバーサルデザイン

徳 思いやる子

- ・自分のよさに気づき、多様性を認め合う子
- ・正しい判断力で行動できる子

- 思いやりの心、豊かな心の育成
 - (1)考え、議論する道徳科の実践
 - (2)「こころの日」の実践
 - (3)「さとっことはままつマナー」の推進
 - (4)縦割り活動の実践
 - (5)発達支援学級の交流及び共同学習の実践
- 子供理解の生徒指導
 - (1)かがやき発見
 - (2)ハートタイム

体 健やかな子

- ・目標に向かって粘り強く取り組む子
- ・自他の命を大切にする子

- 主体的に運動できるための指導の推進
 - (1)運動量を確保した体育学習
 - (2)目標を持って取り組む体育的行事
 - (3)運動を生活の中に取り込む
- 命を大切にするための指導の推進
 - (1)交通安全指導
 - (2)保健・安全指導
 - (3)防災・防犯指導
 - (4)食育の推進



「かかわろう」

【人間関係形成・社会形成能力】

「みつめよう」

【自己理解・自己管理能力】



キャリア教育の推進
～基礎的・汎用的能力の育成～



「やってみよう」

【課題対応能力】

「つなげよう」

【キャリアプランニング能力】



発達支援教育の理念を根幹に据えた教育

子供たち一人一人の発達段階と教育的ニーズに応じて健やかな成長発達を支援していく

個に応じた支援

温かな学校・学級風土づくり

学校運営協議会を核とした 開かれた学校づくり コミュニティスクール

家庭・地域との連携、協働により、「特色ある学校づくり」を進めていく

ビジョンの共有と実現に向けての取組

キーワード
「つなぐ」

子供たちの豊かな成長を支える地域の宝